

抽出案件回答用紙

令和 5 年 1 月 16 日

氏名 川村 延彦

令和 4 年度第 2 回市川市入札監視委員会における審議案件として、次の 2 件を抽出する旨回答します。

<input checked="" type="checkbox"/> 工事 <input type="checkbox"/> 委託 No.	41	<input type="checkbox"/> 工事 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 No.	3
--	----	--	---

(選んだ理由をご記入ください)

No.(41)

本件は、地域コミュニティゾーン公園 3 工区遊具広場等整備工事に係る土木一式

工事につき、予定価格 45,440,000 円、調査基準価格 41,214,000 円、失格判定基

準価格 30,353,000 円(いずれも税抜)であったところ、入札業者エイワ建商(株)の

入札額 31,720,000 円が低入札価格調査の実施対象であったが、同社において

「調査票」の提出に「代える届出」の提出をしたため、落札者とされなかったと

されている。

右「代える届出」の具体的内容を知りたい。また、低入札価格調査制度や

調査実施の基準等についての定めについて知りたい。

No.(3)

本件は、橋りょう定期点検業務委託(南東海橋外31橋)にかかる土木設計コンサルタント業務につき、予定価格 28,790,000 円、調査基準価格 23,032,000 円、失格判定基準価格 18,483,000 円であったところ、入札業者(株)高島テクノロジーセンター東関東支店が、23,010,000 円にて応札した。右は、「低入調査」とされ、「低入価格調査委員会」における「審査」を受け「落札者」としないことが決定されている。「審査」の経緯及び結果に至った理由等を知りたい。

回答用紙

件名 地域コミュニティゾーン公園 3 工区遊具広場等整備工事

整理番号 工事 41

回答 契約課

(審議案件抽出理由)

本件は、地域コミュニティゾーン公園 3 工区遊具広場等整備工事に係る土木一式工事につき、予定価格 45,440,000 円、調査基準価格 41,214,000 円、失格判定基準価格 30,353,000 円（いずれも税抜）であったところ、入札業者エイワ建商(株)の入札額 31,720,000 円が低入札価格調査の実施対象であったが、同社において「調査票」の提出に「代える届出」の提出をしたため、落札者とされなかったとされている。

右「代える届出」の具体的内容を知りたい。また、低入札価格調査制度や調査実施の基準等についての定めについて知りたい。

(回答)

市川市低入札価格調査表の提出に代える届出につきましては、別紙のとおり市川市低入札価格調査表を提出しない場合に、調査対象者からの提出を要しており、当該書面にて市川市低入札価格調査表を提出しない理由を選択又は記述していただくものです。

本件調査対象者については、市川市低入札価格調査表について、所

定の要件を満たす調査票の期限内の作成が困難であるとのことが明らかになったことを理由として、市川市低入札価格調査表の提出に代える届出を提出しております。

本調査制度につきましては、「市川市最低制限価格制度に関する要綱」及び「市川市低入札価格調査制度に関する要綱」にて基準が定められております。

一般競争入札により、設計金額が 3,000 万円を超える、建設工事の請負、建設工事に関連する業務委託又は製造の請負の契約を締結しようとする場合に限り調査基準価格の設定を行うことが可能となっており、入札の結果、調査基準価格を下回るも失格（失格判定基準価格は下回っていない）していない事業者を調査対象者とし調査を実施します。

調査対象者から市川市低入札価格調査表が提出された場合、契約課及び関係課にて当該調査表の審査を行い、審査が終了した後に、市川市低入札価格調査委員会へ審査結果を報告します。

委員会にて報告内容を審査した後に、委員会の審査結果を市長へ報告し、落札者を決定するものとなっております。

市川市低入札価格調査表の提出に代える届出

令和 年 月 日

市川市財政部契約課長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

工事等の名称 _____

上記について、 年 月 日 付けの低入札価格調査通知を受けましたが、次の理由により、市川市低入札価格調査表を提出しないことを届け出ます。この結果、落札者とならないものとして取り扱われることについても、特に異存はありません。

市川市低入札価格調査表を提出しない理由

- 1 市川市低入札価格調査表について、所定の要件を満たす調査表の作成が困難であることが明らかになったため
- 2 入札後に発生した事情により、入札案件・契約条件を満たすことができないことが明らかになったため
- 3 自社(個人企業の場合は個人)の都合
- 4 その他(理由 _____)

注意

- 1 この届出を提出することにより、不利益な取扱いを受けることはありません。
- 2 提出しない理由のうち、該当するものにマルを付けてください。
- 3 提出しない理由が4に該当する場合は、その理由を()内に簡潔に記入してください。

あり必要な経費が適切に計上されていることを確認した一方、

②直接経費については、特に本業務で重要となる橋りょう定期点検に係る項目を主として、元請積算額が下請積算額に対してマイナスとなる項目が見受けられ、本来計上しておくべき費用を適切に積算していなかったことを確認しました。

以上のことから、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断し、「市川市低入札価格調査委員会」での審査を経て、調査対象者を落札者としなことを決定いたしました。

抽出案件回答用紙

令和5年1月27日

氏名 染野 光宏

令和4年度第2回市川市入札監視委員会における審議案件として、次の2件を抽出する旨回答します。

<input checked="" type="checkbox"/> 工事 <input type="checkbox"/> 委託 No.	22	<input type="checkbox"/> 工事 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 No.	3
--	----	--	---

(選んだ理由をご記入ください)

No.(22)

1 回目の入札は6社であったが、全社が予定価格を超過したため再入札になったと理解しています。

2 回目入札では、落札者以外の5社が「辞退」となっていますが、その理由を説明願いたい。

No.(3)

(株)高島テクノロジーセンターが、低入札価格調査委員会の審査において、落札者とならなかった理由を説明願いたい。

入札額が第2順位のNEテクノ(株)は、入札額が調査基準価格を上回っているため、自動的に落札者になった、と理解してよろしいでしょうか。

回答用紙

件名 市川市立国府台小学校屋内運動場床・外壁・屋根及び内部改修工事

整理番号 工事 22

回答 契約課

(審議案件抽出理由)

1 回目入札は 6 社であったが、全社が予定価格を超過したため再入札になったと理解しています。

2 回目入札では、落札者以外の 5 社が「辞退」となっていますが、その理由を説明願いたい。

(回答)

2 回目入札を辞退した理由につきましては、5 社のうち 3 社が「積算の結果、採算が合わないため」としており、1 社が「1 回目の最低価格を下回れないため」、1 社が「会社の都合による」としております。

係る項目を主として、元請積算額が下請積算額に対してマイナスとなる項目が見受けられ、本来計上しておくべき費用を適切に積算していなかったことを確認しました。

以上のことから、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断し、「市川市低入札価格調査委員会」での審査を経て、調査対象者を落札者としなことを決定いたしました。

また、入札額が第2順位のNEテクノ株は、入札額が調査基準価格を上回っているため、低入札価格調査は実施せず、入札参加資格の事後審査を経て落札者として決定いたしました。

抽出案件回答用紙

令和 5 年 1 月 21 日

氏名 栗林 隆

令和 4 年度第 2 回市川市入札監視委員会における審議案件として、次の 2 件を抽出する旨回答します。

■工事
□委託
No. 3

■工事
□委託
No. 64

(選んだ理由をご記入ください)

No.(3)

武内建設(株)が落札率 96.03 の 179,000,000 円で落札した案件である。入札者は
4社あり、落札した武内建設(株)以外の 3 社が予定価格を超えて失格している点が、
入札に関するコスト負担に加えて現代の積算精度の観点から疑問に思うので、
この点に関しての見解を伺いたい。また、監理技術重複除外案件に関する説明
をお願いしたい。さらに、総合評価一般競争入札のプロセスの検証も行いたい。

No.(64)

飯塚建設(株)が落札率 99.85 の 28,000,000 円で落札した案件である。本件入札には
4 社が参加しており、落札した飯塚建設(株)以外の 3 社は予定価格を超過し失格と

なっている。飯塚建設(株)の落札率が、99.85%と高率であり、失格したテッコウ
エンジニアリング(株)と僅か 560,000 円の差額しかない。この点に関して、現代の
積算精度の観点から理論的に正常な一般競争入札が機能しているのかどうか
伺いたい。

回答用紙

件名 市川第4-4処理分区污水管渠布設工事(R0419工区)

整理番号 工事3 回答 契約課、技術管理課、河川・下水道建設課

(審議案件抽出理由)

武内建設(株)が落札率96.03の179,000,000円で落札した案件である。
入札者は4社あり、落札した武内建設(株)以外の3社が予定価格を超えて失格している点が、入札に関するコスト負担に加えて現代の積算精度の観点から疑問に思うので、この点に関しての見解を伺いたい。また、監理技術重複除外案件に関する説明をお願いしたい。さらに、総合評価一般競争入札のプロセスの検証も行いたい。

(回答)

本工事は下水道の新設工事を行うものであり、本市は、国、県等の積算基準に基づいて積算を行い、予定価格を算出しております。一方、入札参加者は現地調査等を行い、自社の実績等に従って工事に要するコストを算出し、入札価格に反映しているものと考えております。
本工事箇所は、地下水位が高く、軟弱地盤という難易度の高い現地条件において行うものであり、入札に参加した各社が、自社のノウハウ

に従って見積りを行った結果、入札金額に差異が生じたものと推測しております。

技術者重複除外については、主に同日公告・同日開札となる同種の複数案件の発注について、市内事業者の会社規模（技術者雇用数）を考慮して、公告で技術者の専任配置を求める案件の入札参加申請時に、同一の技術者で複数の案件に申請することを認め、開札順を設定し、先行して開札する案件（先行案件）で落札者となった事業者が、以後開札を行う案件（後発案件）の申請時に、落札した先行案件と同一の技術者で申請していた場合には当該後発案件の入札を無効とするものです。技術者の専任配置がかかる工事で、技術者の種類（主任技術者・監理技術者）は問わず、同一公告日、同一開札日、同一担当課、同一工種、概ね同一工期であることという条件を満たす場合に適用できることとしております。

次に、総合評価一般競争入札のプロセスについて説明します。総合評価一般競争入札の手続きには、「入札公告までの段階」及び「落札者を決定する段階」という、大きく分けて2つの段階があります。

まず、「入札公告までの段階」では、公告に明示する「落札者決定基準」の内容を審査・決定します。本件は、発注担当課が作成した「落札者決定基準」を、庁内の総合評価審査委員会にて審査し、学識経験者の意見聴取を行ったうえで、令和4年6月27日の資格審査会にて

最終決定し、7月6日に公告を行い、入札参加者を募りました。

次の「落札者を決定する段階」では、公告に対応して参加企業から提出された技術資料を評価します。本件は、発注担当課による評価内容と評価点を総合評価審査委員会にて審査したうえで、学識経験者の意見聴取を行い、財政部長の決裁に諮ったうえで最終決定しました。
その後、開札を実施し、入札価格と技術評価点による総合評価を行い、落札者を決定したものです。

総合評価競争入札は、このように、複数の審査を行う、慎重な手続きを経て、落札者の決定に至るプロセスとなっております。

尚、落札者を決定する段階における恣意性の入り込みの防止として、審査事務を行う職員をはじめ、審査を行う委員や学識経験者に対して、入札参加者に関する情報を秘匿して審査を進めることによって徹底しているところであります。

回答用紙

件名 市川市立妙典中学校 5 - 2 棟及び 5 - 4 棟便所改修工事

整理番号 工事 64

回答 技術管理課、設計監理課

(審議案件抽出理由)

飯塚建設(株)が落札率 99.85 の 28,000,000 円で落札した案件である。
本件入札には 4 社が参加しており、落札した飯塚建設(株)以外の 3 社は
予定価格を超過し失格となっている。飯塚建設(株)の落札率が、99.85%
と高率であり、失格したテッコウエンジニアリング(株)と僅か 560,000
円の差額しかない。この点に関して、現代の積算精度の観点から理論
的に正常な一般競争入札が機能しているのかどうか伺いたい。

(回答)

一般競争入札の正常な機能について、積算の観点からご説明いたし
ます。

本市の積算は、国や県等の積算基準に準拠しています。積算におけ
る歩掛りや単価については、千葉県単価や「建設物価」や「積算資料」
等の刊行物の市場取引価格調査による単価を、また刊行物等に掲載さ
れていない材料については、市場取引価格の実態調査による単価を採
用しております。

一方、入札参加者は、推測ではございますが、各社が履行可能な金額で入札していると思われます。

また、落札者以外の 3 社が予定価格を超過している点については、こちらも推測にはなりますが、各社の考えや事情により、入札参加者が近年の物価上昇を高めに見積もったものと思われます。

市川市入札監視委員会 意見書

令和5年3月8日

氏名 川村 延彦

格別の意見はありません。

市川市入札監視委員会 意見書

令和5年2月22日

氏名 染野 光宏

特にありません。
ありがとうございました。

市川市入札監視委員会 意見書

令和5年3月1日

氏名 栗林 隆

工事64の回答について

「意見」

本市の国、県等の積算基準に基づいた予定価格は理解している。入札業者の積算に乖離が生じて失格となったことはやむを得ないが、課題も残ると思われる。

「質問」

近年の、顕著なインフレ傾向により資材高騰が生じている中で、業者が正常利益を確保するのは難しくなっている。そこで、国、県等の積算基準は、インフレによる影響に対応すべきだと思われるが、何らかの措置を講じる議論の有無をお聞きしたい。

市川市入札監視委員会 意見書 回答用紙

回答 技術管理課、契約課

(意見内容)

「意見」

本市の国、県等の積算基準に基づいた予定価格は理解している。入札業者の積算に乖離が生じて失格となったことはやむを得ないが、課題も残ると思われる。

「質問」

近年の、顕著なインフレ傾向により資材高騰が生じている中で、業者が正常利益を確保するのは難しくなっている。そこで、国、県等の積算基準は、インフレによる影響に対応すべきだと思われるが、何らかの措置を講じる議論の有無をお聞きしたい。

(回答)

ご指摘のインフレによる影響への措置については、令和5年2月に千葉県が約10年ぶりにインフレスライド条項の運用ルールを改定したことに倣い、当市も令和5年3月に運用ルールを改定し、市HP等で周知する予定です。改定内容については、①工期内に賃金

水準の変更が生じていなくてもインフレスライド請求を可能とする。②同一賃金水準期間内の複数回のインフレスライド請求も可能とする。というものです。

なお、近隣市に確認したところ、県の通知に基づく措置に関しては今後の検討課題としており、現時点で議論はされていないとのことでした。

また、当初積算の時点から、本市では設計金額が市場と大きく乖離することのないよう、国または千葉県積算基準に基づいて予定価格の積算を行っております。

国または千葉県積算基準については、毎年度、国が公表する公共工事設計労務単価を反映しており、定期調査、臨時調査等により、市場の実勢価格を反映した材料費を採用しております。

市川市入札監視委員会 意見書

令和5年3月27日

氏名 川村 延彦

格別の意見はありません。

市川市入札監視委員会 意見書

令和5年3月17日

氏名 染野 光宏

回答に対する質問及び意見はありません。

市川市入札監視委員会 意見書

令和5年3月26日

氏名 栗林 隆

特にありません。